

◆保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数及び内訳
○2025年度下半期(2025年10月～2026年3月)

(単位：件)

		保 険 金					給 付 金						合 計
		死亡保険金	災害保険金	高度障害 保険金	その他	合 計	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障害給付金	その他	合 計	
お 支 払 い 件 数		16,382	35	647	5,587	22,651	9,252	134,378	72,802	67	122,518	339,017	361,668
	詐欺による取消し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2
	不法取得目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	告知義務違反解除	0	0	0	6	6	1	109	50	0	118	278	284
	重大事由解除	0	0	0	0	0	0	20	4	0	25	49	49
	免責事由該当	17	0	0	0	17	0	22	9	0	18	49	66
	支払事由非該当	0	3	47	59	109	0	121	7,912	10	194	8,237	8,346
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
お支払い非該当件数合計		17	3	47	65	132	1	272	7,975	10	357	8,615	8,747

※生命保険協会による「保険金等の支払・不払件数の計上に係る基準モデル」に基づき算出しております。

◆半期毎の時系列推移表

		お支払い件数	お支払い非該当件数
2023年度	上半期	330,144 件	8,410 件
	下半期	332,444 件	8,457 件
2024年度	上半期	334,733 件	8,642 件
	下半期	347,523 件	8,848 件
2025年度	上半期	351,260 件	9,535 件
	下半期	361,668 件	8,747 件

◆用語について

詐欺による取消し	告知義務違反の内容が特に重大な場合などには、詐欺としてご契約を取消することがあります。
不法取得目的無効	保険金・給付金を不法に取得する目的をもって、保険契約にご加入された場合には、ご契約を無効とすることがあります。
告知義務違反解除	保険契約のご加入に際して、故意または重大な過失によって、会社が告知を求めた事項について事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合にはご契約を解除することがあります。
重大事由解除	保険金・給付金を詐取する目的で故意に事故を起こしたり、ご請求に際して診断書偽造などの悪質な行為が認められた場合には、ご契約を解除することがあります。
免責事由該当	約款には、保険金・給付金ごとに、免責事由としてお支払いできない場合を規定しています。主なものとしては、死亡保険金について、ご契約後一定期間内の被保険者の自殺、災害死亡保険金について、契約者・被保険者の故意または重大な過失による被保険者の死亡、被保険者の無免許運転および酒気帯び等運転による死亡等の場合があります。
支払事由非該当	約款には、保険金・給付金ごとに、お支払事由を規定していますが、この支払事由に該当しない場合には保険金・給付金をお支払いできません。お支払いできない主なものとして、給付金については、約款に定める手術にあてはまらない場合等があります。